

公益社団法人昭和会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 9 月 1 日 ～ 令和 12 年 8 月 31 日までの5年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性職員・・・取得率30%以上

女性職員・・・女性職員全体と有期雇用の女性職員それぞれについて、
取得率75%以上

<対策>

- 令和 7 年 9 月～ 出生届を提出する男性職員に対して、育児休業制度の案内
- 令和 7 年 9 月～ 各部署において休業者の業務カバー体制の検討・実施（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化等）

目標 2：フルタイムの職員（正規・有期を含む）のうち、25～39歳の職員の法定時間外・法定休日労働時間の平均を各月45時間未満とする。

<対策>

- 令和 7 年 9 月～ 法定時間外・法定休日労働時間の現状把握
- 令和 8 年 1 月～ 各部署における問題点の検討
- 令和 8 年 4 月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施

目標 3：年次有給休暇の取得率を80%以上とする。

<対策>

- 令和 7 年 9 月～ 年次有給休暇の取得状況の把握
- 令和 8 年 1 月～ 付与基準日、時間単位付与について周知